

けん引免許の教習料金

給付金の支給額は、支給対象額の 20%(上限 10 万円)となります。

給付金は、卒業後に支給申請をしないと振込されません。

◆ 教育訓練給付制度の支給対象になるもの ◆

入学金、適性検査、技能教習^(延長分・補習分を除く)

支給対象合計額 204,600 円 (20%相当は 40,920 円)

◆ 教習料金の価格 ◆

- ・技能教習…1 時限あたり 9,900 円
- ・技能検定…1 回あたり 8,800 円

取得免許	A						小計	B		合計
	入学金	学科教習	適性検査	救護器具	証明書	写真代		技能教習	検定料	
けん引	77,000		2,200		2,750	880	82,830	125,400	8,800	217,030

※合計の金額は延長教習・自由教習・検定不合格のない場合の最小金額です。

※割引券をお持ちの方や取次所などからのご紹介の方は、表中の【A】から割引いたしますが、支給対象額も減額になります。

※教習生自身のご都合で退校される場合は、11,000 円の退校手数料がかかります。

なお、途中退校の場合、給付金の支給は受けられません。

※直前(技能教習開始まで 1 時間以内)や無断の技能教習のキャンセル、または遅刻した場合はキャンセル料(1 回あたり 9,900 円)がかかります。